

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認栃木地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 4件

厚生年金関係 4件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 7件

国民年金関係 3件

厚生年金関係 4件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていることが認められることから、申立人のA社B事業所における資格喪失日に係る記録を昭和46年4月1日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を5万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和11年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和46年2月1日から同年4月1日まで

私は、昭和39年にA社に入社後、46年4月にC社に出向するまで、継続して勤務していた。申立期間は、労働組合の執行委員長を務めていた時期でもあり、継続して保険料は控除されていたので、申立期間について被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した被保険者名簿、労働組合関連資料及び同僚の証言等から判断すると、申立人が、申立期間についてA社B事業所に継続して勤務し（昭和46年4月1日に同社B事業所からC社に異動）、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和46年1月の社会保険事務所の記録から、5万2,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務を履行したか否かについては、事業主は納付したとしているものの、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和19年2月から20年7月までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B事業所における資格取得日に係る記録を19年2月1日に、資格喪失日に係る記録を20年8月15日にそれぞれ訂正し、申立期間の標準報酬月額については、19年2月から11月までが30円、同年12月から20年4月までが20円、同年5月から7月までが100円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 男
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和3年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和18年8月1日から20年8月15日まで

私は、A社B事業所C工場に昭和18年8月に入社後、終戦まで勤務していた。社会保険事務所の回答によれば、私がA社において被保険者となっていた期間は確認できないと言われた。私は間違いなくA社に勤務していたし、当時の資料として給与明細書等を提出するので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した給与明細書、従業員証及び元同僚の証言から、申立人は申立てに係る事業所に継続して勤務し、申立期間のうち昭和19年2月から20年7月までの厚生年金保険料を給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人の所持する給与明細書の保険料控除額から、昭和19年2月から11月までが30円、同年12月から20年4月までが20円、同年5月から7月までが100円とすることが妥当である。

一方、社会保険事務所の記録によれば、A社B事業所は、申立期間のうち昭和19年3月31日までは適用事業所としての記録が無い。しかし、同社は法人の事業所であり、当時の厚生年金保険法に定める適用事業の要件を満たしていたものと判断される。

なお、事業主は、申立人の申立期間のうち、昭和 19 年 3 月 31 日までの期間において適用事業所でありながら、社会保険事務所に適用の届出を行っていなかったと認められることから、19 年 2 月から同年 3 月に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

また、申立人の申立期間のうち、昭和 19 年 4 月から 20 年 7 月までの期間について、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、当該事業所における事業が廃止されており、事業主に確認することはできないが、仮に、事業主から申立人に係る被保険者資格の取得届が提出された場合には、その後被保険者資格の喪失届を提出する機会があったこととなるが、いずれの機会においても社会保険事務所が当該届出を記録しておらず、これは通常の事務処理では考え難いことから、事業主から当該社会保険事務所へ資格の得喪等に係る届出は行われておらず、その結果社会保険事務所は、申立人に係る 19 年 4 月から 20 年 7 月までの保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和 18 年 8 月 1 日から 19 年 1 月 31 日までの期間については、申立人から提出された給与明細書では、厚生年金保険料が控除されていない上、このほかに、申立てに係る事実を確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらを総合的に判断すると、当該期間について申立人が厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和 28 年 6 月 15 日から同年 7 月 1 日までの期間について、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人の A 社 B 事業所における資格取得日に係る記録を昭和 28 年 6 月 15 日に訂正し、申立期間の標準報酬月額については、6,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 27 年 3 月 1 日から同年 6 月 1 日まで
② 昭和 28 年 6 月 15 日から同年 7 月 1 日まで

私は、昭和 27 年 3 月 1 日に A 社に入社し、63 年 7 月 31 日に退職するまで、継続して勤務し、厚生年金保険に加入していたはずなので、申立期間について被保険者として認めて欲しい。

第3 委員会の判断の理由

在籍証明書、雇用保険の加入記録及び同僚の証言などから判断すると、申立人が昭和 27 年 3 月 1 日から 63 年 7 月 31 日まで A 社に継続して勤務し(昭和 28 年 6 月 15 日に同社 C 事業所から同社 B 事業所に異動)、申立期間②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間②の標準報酬月額については、社会保険事務所の管理する A 社 B 事業所に係る昭和 28 年 7 月の記録から、6,000 円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについて事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでない判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①については、在籍証明書、雇用保険の加入記録及び同僚の証言から、申立人がA社C事業所に勤務していたことは認められるものの、社会保険事務所保管の厚生年金保険被保険者原票によると申立人及び申立人と同様に昭和27年3月1日に入社した同僚について厚生年金保険被保険者資格の取得日が同年6月1日となっており、申立期間①について厚生年金保険に加入していた形跡は無い。

また、申立人及びその同僚の証言から、申立期間当時は事業所ごとに厚生年金保険被保険者資格の取得手続及び給与計算が行われていたことを推認することができる。

さらに、申立期間①に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細等の資料は無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立期間①については、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主より給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（4万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を4万5,000円に訂正する必要がある。

なお、事業主が、申立人に係る当該期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年4月1日から同年8月1日まで

社会保険庁の記録では、A社での厚生年金保険加入期間のうち、昭和44年4月1日から同年8月1日までの期間について、標準報酬月額が4万2,000円となっているが、給与支払明細書によると4万5,000円の標準報酬月額に相当する厚生年金保険料が控除されているので、標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

給与支払明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（4万5,000円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立人の標準報酬月額については、給与支払明細書の保険料控除額から4万5,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が当該標準報酬月額に基づく保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、不明としており、このほかに確認できる関連資料、周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの報酬月額に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 37 年 1 月から 40 年 1 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 8 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 37 年 1 月から 40 年 1 月まで

65 歳になり、社会保険事務所へ年金の請求手続きに行ったところ、国民年金の加入が昭和 40 年からとなっているのでおかしいと言ったけど取り上げて貰えなかった。昭和 37 年 1 月から国民年金に任意加入して納付していたので、申立期間の保険料が未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間において、国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、しかも、申立人は国民年金への加入^{あいまい}手続き及び保険料金額等の記憶も曖昧であることから、申立期間の保険料納付状況が不明である。

また、社会保険庁のオンライン記録と A 市、及び B 市の国民年金被保険者名簿から、未加入であることが確認できる。

さらに、国民年金手帳記号番号が払い出された時点では、申立期間の一部は時効により保険料を納付できない期間であるが、特例納付したことをうかがわせる事情も見当たらない。

加えて、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていた事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木国民年金 事案 503

第1 委員会の結論

申立人の昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 11 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月まで
国民年金保険料の納付記録を確認したところ、昭和 36 年 4 月から 38 年 3 月までの期間の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。
申立期間の保険料は、A 役場の担当者に納付を勧められ、夫婦二人分をまとめ払いしたので、申立期間が未納とされていることに納得ができない。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い。

また、申立人からは昭和 39 年 7 月 31 日付にて昭和 38 年 4 月から同年 7 月までの保険料を過年度納付したことを示す領収証書が提出され、同期間につき納付済みの記録となっていることが確認できるが、申立期間の保険料をまとめて納付したことをうかがわせる事情は見当たらない。

さらに、申立人の配偶者も申立期間と同期間の保険料が未納となっている。

これら申立内容及び収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

栃木国民年金 事案 504

第1 委員会の結論

申立人の昭和 41 年 4 月から同年 9 月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 16 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 41 年 4 月から同年 9 月まで

国民年金保険料の納付記録を確認したところ、昭和 41 年 4 月から同年 9 月までの期間の納付事実が確認できなかったとの回答をもらった。

当時の私の国民年金保険料は、その頃勤務していた A 事業所の B 氏の勧めで、B 氏が加入手続を行い、B 氏が A 事業所近くの C 郵便局に納付していたはずなので、未納とされていることに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金への加入手続及び保険料納付については、当時申立人が勤務していた A 事業所 B 氏が行っていたとしており、申立人自身は直接関与していないことから、国民年金の加入手続及び納付状況が曖昧であり、かつ、申立人に代わり申立人の国民年金加入及び保険料納付を行ったと主張する B 氏は既に死亡しており、当時の状況を確認することができない。

また、申立人によると、B 氏は保険料を郵便局で納付していたとしているが、昭和 41 年当時、郵便局では保険料を収納できず、納付方法が合致しない。

さらに、申立人によると、申立人に代わり B 氏が保管していた年金手帳の色は緑色で唐草模様があったとしているが、昭和 41 年当時の国民年金手帳の色は黄土色調で無地であった。

その上、当時居住していた市町村には申立人の被保険者名簿は存在しない。

これら申立内容及びこれら収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和34年10月1日から35年10月31日まで
申立期間については、A社に勤務していた。給与明細書は残っていないが、給与から厚生年金保険料が控除されていた記憶があるので、申立期間について厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書、源泉徴収票等の資料は無い。

また、申立人が勤務したと述べているA社については、事業所等に係る情報が不明瞭であり、申立期間において、申立てに係る事業所を特定することができない。

さらに、社会保険庁の記録によると、昭和59年6月に厚生年金保険の新規適用事業所となったA社という事業所が確認できるところ、仮に、当該事業所が申立ての事業所であるとしても、申立期間は適用事業所となっておらず、適用以前から厚生年金保険料が控除されていたとは考え難い。

加えて、A社が雇用保険の適用事業所となっていることも確認できない。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 3 月 21 日から同年 6 月 1 日まで

私は、平成 12 年 3 月 21 日にA社に入社し、継続して勤務している。入社日と厚生年金保険被保険者資格の取得日が異なっているので、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び雇入通知書によると、申立人が平成 12 年 3 月 21 日からA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、当該事業所から提出された厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書において、申立人の資格取得日は平成 12 年 6 月 1 日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として社会保険事務所に届け出たことが確認できる上、当該事業所から提出された給与台帳、市の住民税決定証明書及び申立人から提出された流動性預金取引明細表によると、申立期間の厚生年金保険料が給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 56 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 3 月 21 日から同年 6 月 1 日まで

私は、平成 12 年 3 月 21 日にA社に入社し、継続して勤務している。入社日と厚生年金保険被保険者資格の取得日が異なっているため、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び雇入通知書によると、申立人が平成 12 年 3 月 21 日からA社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、当該事業所から提出された厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書において、申立人の資格取得日は平成 12 年 6 月 1 日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として社会保険事務所に届け出たことが確認できる上、当該事業所から提出された給与台帳、市の住民税決定証明書及び申立人から提出された流動性預金取引明細表によると、申立期間の厚生年金保険料が給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 54 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 12 年 6 月 26 日から同年 9 月 1 日まで

私は、平成 12 年 6 月 26 日に A 社に入社し、継続して勤務している。入社日と厚生年金保険被保険者資格の取得日が異なっているため、訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録及び雇入通知書によると、申立人が平成 12 年 6 月 26 日から A 社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、当該事業所から提出された厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書において、申立人の資格取得日は平成 12 年 9 月 1 日となっていることから、事業主が同日を資格取得日として社会保険事務所に届け出たことが確認できる上、当該事業所から提出された給与台帳、市の住民税決定証明書及び申立人から提出された流動性預金取引明細表によると、申立期間の厚生年金保険料が給与から控除されていないことが確認できる。

このほか、申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。